残留農薬に関する質問主意書

提出者

佐藤

謙

郎

## 残留農薬に関する質問主意書

アメリカでポストハ ーベ スト農薬として使わ れている二・四 ―Dおよび殺菌剤ビテルタノールについて尋

ねた内閣衆質 四三第一一号答弁書に関し、 不明な点および確認をしたい点がある。

従って、次の事項について質問する。

## 一 レモンの二・四一Dについて

レ モンのへたのついている部分が変敗した結果、へたが落ちるにもかかわらず、「へた落ち防止」 は

「保存を目的とした添加物には該当しない」としている理由はなぜか。二・ 兀 ーDは、 レ モンの変敗を防

止することを目的 に使用されているので、「食品の変敗の防止を直接の 目的」としていることになる。

従って、二・四 Ď の使用目的は、 食品: 衛生法第二条第二項に規定する食品の保存の目的と合致するの

で、二・四―Dは違法添加物になると考えるが、いかがか。

## 二 バナナのビテルタノールについて

日 本子孫基金が 一九九八年八月に発行した「食品と暮らしの安全」一一二号で指摘しているビテルタ

ノー ルが検出されたバナナについて、 「直ちに法第七条第二項に違反するものとは判断できない」と指摘

している件に関連して次の三点を質問する。

1 バナナに残留するビテルタノールの濃度は、 果皮を1とした場合、 果肉は平均していくらと考えてい

るか。

2 果皮の濃度が一、六ppmの場合、 果肉と全果の各平均濃度はどの程度と考えるか。

3 一九九八年にエクアドルから輸入されたバナナのビテルタノールの残留値(全果)について、最大値

と平均値はいくらか。

右質問する。

兀